

入札に関する質問、回答

件名：大洲発電所ほか2発電所の電力売却

掲載日	No.	質問	回答
R08.10.19	1	【履行契約証明書について】 契約金額は実際の支払総額ではなく入札時の税込総額の認識でよろしいでしょうか。	電力量料金単価（税抜き）に入札時の予定売却電力量と消費税率をかけ税込総額の記載をお願いします。 また、電力量料金単価（税抜き）及び予定売却電力量は契約金額欄等に記載をお願いします。様式集にある（様式8）契約履行証明書は加工していただいても構いません。
R08.10.5	2	【履行契約証明書について】 入札保証金免除の為に提出した契約履行証明書を以って、落札後の契約保証金も免除となりますでしょうか。別途同じものを用意する必要があるか教えてください。	入札保証金免除の為に提出した契約履行証明書を以って、落札後の契約保証金も免除となります。
R08.10.5	3	【履行契約証明書について】 契約期間が二年の案件については二件分の実績となりますでしょうか。実績となる場合契約金額については二年で割ってよろしいでしょうか。	契約期間が2年の案件は1件として取扱います。
R08.10.19	4	【発電側課金について】 実質落札者が負担する認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
R08.10.19	5	落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	原則として契約書案により契約します。落札後、契約書案及び仕様書案等に定めのない事項については、必要に応じて、協議により定めます。
R08.10.19	6	【通知書類の押印について（契約後）】 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか	御提出いただく書類については、本人確認等の必要性が高いものを除き、押印は不要です。 計量値のお知らせについては押印していただく必要はありません。
R08.10.19	7	契約後、発電計画は30分エクセルデータで週間、もしくは月間でご提出いただけますでしょうか。 また月間（週ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）、年間（月ごとの平日・休日、8時から22時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1時間の平均kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	水力発電は水需要や天候により発電量が変更しやすく、計画策定が困難です。 よって、現契約では、翌日以降の計画を提出する義務がございません。 もし、必要な事情がございましたら、その対応について協議のうえ決定します。
R08.10.19	8	運転開始日をご教示ください。 また、設備IDの認定がされていない場合は、非化石価値認定手続きの際に電源登録が必要となりますが、資料等をご提出していただくことは可能でしょうか。	設備IDは登録済みです。必要に応じて契約の相手方にお知らせします。 運転開始日は、 大洲発電所 昭和36年1月29日 木屋発電所 昭和38年6月8日 ちくし発電所 平成4年10月1日 です。 非化石電源登録については、必要資料の提供等協力を行います。
R08.10.19	9	一般送配電事業者様によって設置された計量器について更新はありますか、更新がある場合は費用の負担はどちらの負担になりますか。費用が落札者負担の場合、おおよその工事費金額はどの程度になりますか。	所内電力メーターは発電契約者が負担し、発電用電力メーターは当局負担になります。なお、契約期間中に更新予定はありません。
R08.10.19	10	現在の契約者と契約単価についてお教えてください。	現契約者：九州電力株式会社、契約単価：11円90銭（税抜き）
R08.10.19	11	月々のお支払については振込の対応は可能でしょうか。	電力量料金の支払について、県企業局から納入通知書を発行しますが、指定する口座に直接お振込みいただいても差し支えありません。 振込先は福岡銀行です。
R08.10.19	12	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	原則として契約書案により契約します。 疑義や記載の不備等ございましたら、事前に連絡ください。落札後、契約書案及び仕様書案等に定めのない事項については、必要に応じて、協議により定めます。

入札に関する質問、回答

件名：大洲発電所ほか2発電所の電力売却

掲載日	No.	質問	回答
R08.10.19	13	発電側課金の算定にあたり、各発電所の「系統連系受電課金対象電力(kW)」および「系統設備効率化割引の適用区分」をご教示ください。また受託発電分の発電側課金についての取り扱いについても買受人負担となりますでしょうか。	大洲発電所（系統連系受電課金対象電力7,402kW、系統設備効率化割引区分A-2）、木屋発電所（系統連系受電課金対象電力7,387kW、系統設備効率化割引区分A-2）、ちくし発電所（系統連系受電課金対象電力544kW、系統設備効率化割引区分A-1） また、受託発電分の発電側課金は買受人負担となります。
R08.10.19	14	契約書案第12条第2項では非化石価値の認定申請は県が行うとされていますが、各発電所の非化石電源登録および毎月の電力量認定申請は、県が実施する認識でよろしいでしょうか。	県が実施します。
R08.10.19	15	予定売却電力量に、受託発電分の電力量も含まれている認識で問題ないでしょうか。 受託発電分も県との契約により同一単価で買い取り、支払先を県に一本化される認識で問題ないでしょうか。 受託発電分の非化石価値も買受人への移転対象となりますでしょうか。その電源登録・電力量認定申請も県が実施される認識で問題ないでしょうか。	受託発電分の電力量は受託者が必要とする電力量以外は買受人に売却します。受託発電分も県との契約により同一単価で買い取り、支払先を県に一本化される認識で問題ありません。受託発電分の非化石価値も買受人の移転対象となり、電源登録・電力量認定申請も県が実施します。
R08.10.19	16	契約保証金を現金納付する場合の支払方法（振込/窓口納付）、取扱金融機関をお知らせいただけますでしょうか。	入札説明書「12 入札保証金及び契約保証金」記載の口座に納付書払い又は振込で対応をお願いいたします。
R08.10.21	17	予定売却電力量と別紙1・2のデータをExcelにてご提供いただくことは可能でしょうか。（可能であれば30分値48コマのデータのご提供をお願いいたします。）	予定売却電力量、別紙1（1時間単位）及び別紙2のExcelデータを掲載します。
R08.10.21	18	2.仕様書1-5(1)において、「買受人は企業局に対して発電見込み作成の指針を提示し、企業局はこれに配慮する」とありますが、指針とはどのような内容を想定しているのでしょうか。例えば、買受人が市場取引や需給運用の観点から、特定時間帯における発電量の増加や発電パターン、発電見込みの通知時刻等に関する要望を行うことも指針に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また、買受人が指針を提示する場合、その提示時期および提示方法について定めはありますでしょうか。 なお、翌日計画作成等のため、発電見込みの通知期限については、仕様書記載の「前日の13時頃まで」ではなく、前日9時までの通知に変更いただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。現行では定めは設けておらず、提示時期等は協議になります。現行では、翌日の発電計画を13時まで契約者にメールで送付することを想定しています。現行以外の通知方法による発電出力等の情報提供の可否については、契約後の協議とします。
R08.10.21	19	発電計画の変更について過去実績で変更は最大1日何回ありますでしょうか。	同月に2回変更したことが一度だけありました。
R08.10.21	20	夜間の(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合どのような対応になりますでしょうか。	天候の変化により発電計画の変更はあり得ます。夜間の発電計画の変更は、メールによる通知を想定しておりますので通知文書をご確認ください。
R08.10.21	21	計画変更があった場合、メールにてExcelでご連絡いただけますでしょうか。また、変更部分を色付け等で明確にさせていただけますでしょうか。	現行としては、発電計画の変更があった場合は契約者にメールで送付することを想定しています。現行以外の通知方法による連絡方法については、契約後の協議とします。変更部分の表現についても、契約後の協議とします。
R08.10.21	22	天候等により発電量が変更になる場合、1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。（【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等）また、過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	逆調ダム貯水量が想定より早く満水になれば、大洲発電所で最大7,500kWh→0kWhの変更があります。また、逆調ダムの貯水量が想定より早く減るならば、大洲発電所で最大0kWh→7,500kWhの変更があります。過去の発電計画の変更に関するEXCELデータはないため、提供できません。
R08.10.21	23	発電側課金について、負担者は貴局・買受人のいずれを想定されているかご教示いただけますでしょうか。また、精算方法については、買受人が代理回収を行い、発電側課金相当額を電力量料金と相殺するという認識でよろしいでしょうか。	発電側課金の負担者は買受人になります。精算方法はご認識の通りです。

入札に関する質問、回答

件名：大洲発電所ほか2発電所の電力売却

掲載日	No.	質問	回答																																																																																															
R08.10.21	24	郵送により入札書を提出する場合、封印は中封筒および外封筒の双方に必要なとの認識でよろしいでしょうか。	封印は入札書を封入している封筒のみで構いません。																																																																																															
R08.10.21	25	代理人が開札に立ち会うこととなった場合、再度入札となった際に使用する入札書につきましては、あらかじめ代理人使用印を押印したものを持参する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	代理人が入札する場合は、代理人氏名を記入・押印し、別途委任状を提出すること。（この場合、入札書には代表者の記名・押印は不要。）																																																																																															
R08.10.21	26	【仕様書1-2電力の売却及び契約対象となる発電所】 「受託発電分」とは具体的にどういった内容・形態によるものでしょうか。	受託者が所有する発電機の受託運転によるものです。																																																																																															
R08.10.21	27	【仕様書1-2電力の売却及び契約対象となる発電所】 大洲の具体的なピーク運転パターンおよび運転制約をご教示ください。また、木屋・ちくしはダム水路式もしくはダム式ではありますがピーク運転対応は困難でしょうか。可能な場合には大洲同様の情報をいただきたく、困難であればその詳細理由をいただけますと幸いです。	大洲発電所は現買受人からの発電予定作成の指針を基に運転しております。また、木屋発電所は水路の長いダム水路式であるため、困難です。ちくし発電所は企業局で所有している水利権では発電水量を決定できません。																																																																																															
R08.10.21	28	【仕様書1-2, 1-5 大洲発電所のピーク運転について】 大洲発電所の通常の運転時間帯と、その決定方法をご教示ください。また、前日13時の通知前であれば、河川・ダム運用上の制約の範囲内で、買受人が希望する時間帯への運転変更を協議することは可能でしょうか。	現買受人からの発電予定作成の指針を基に発電計画を策定しています。通常の運転時間帯は指針上、優先度の高い夕方の時間帯を優先して選定しています。買受人が希望する時間帯への運転変更については、協議した上で判断します。																																																																																															
R08.10.21	29	【仕様書1-2, 2-3 木屋発電所の受託発電分の扱い】 木屋発電所の最大出力に含まれる受託発電分1,500kWについて、その発電電力量および非化石価値は、全て買受人に帰属する理解でよろしいでしょうか。また、受託発電分に固有の運転・契約上の制約はありますか。	木屋発電所の最大出力に含まれる受託発電分1,500kWについて、受託者が必要とする発電電力量を除いた余剰電力量は非化石価値も含めて買受人に帰属します。このため、この余剰電力量においては固有の運転・契約上の制約はありません。																																																																																															
R08.10.21	30	【仕様書1-4受給電力量】 前提となっている事故率および出水率をご教示いただけますでしょうか。また、あわせて直近のそれら率の推移も頂けますと幸いです。	ロス率と利用率を使用しています。 <table><tr><th colspan="2">R7</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr><tr><td rowspan="2">大洲</td><td>利用率</td><td>98.8</td><td>98.5</td><td>97.3</td><td>97.1</td><td>96</td><td>97.8</td><td>97.7</td><td>98.7</td><td>98.7</td><td>99</td><td>99</td><td>99.1</td></tr><tr><td>ロス率</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td><td>0.73</td></tr><tr><td rowspan="2">木屋</td><td>利用率</td><td>96</td><td>97.3</td><td>97</td><td>96.8</td><td>96.7</td><td>98.3</td><td>98.3</td><td>98</td><td>98.8</td><td>98.1</td><td>98.1</td><td>98.2</td></tr><tr><td>ロス率</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td><td>0.64</td></tr><tr><td rowspan="2">ちくし</td><td>利用率</td><td>98.2</td><td>98</td><td>98.5</td><td>99.3</td><td>96.4</td><td>97.9</td><td>96.5</td><td>96.8</td><td>100</td><td>100</td><td>94.3</td><td>96.1</td></tr><tr><td>ロス率</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td><td>1.07</td></tr></table>	R7		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	大洲	利用率	98.8	98.5	97.3	97.1	96	97.8	97.7	98.7	98.7	99	99	99.1	ロス率	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	木屋	利用率	96	97.3	97	96.8	96.7	98.3	98.3	98	98.8	98.1	98.1	98.2	ロス率	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	ちくし	利用率	98.2	98	98.5	99.3	96.4	97.9	96.5	96.8	100	100	94.3	96.1	ロス率	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07
R7		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																					
大洲	利用率	98.8	98.5	97.3	97.1	96	97.8	97.7	98.7	98.7	99	99	99.1																																																																																					
	ロス率	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73	0.73																																																																																					
木屋	利用率	96	97.3	97	96.8	96.7	98.3	98.3	98	98.8	98.1	98.1	98.2																																																																																					
	ロス率	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64																																																																																					
ちくし	利用率	98.2	98	98.5	99.3	96.4	97.9	96.5	96.8	100	100	94.3	96.1																																																																																					
	ロス率	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07																																																																																					
R08.10.21	31	【仕様書1-4受給電力量】 計量器はすべて一般送配電事業者所有のものとなっておりますでしょうか。	すべて一般送配電事業者所有のものです。																																																																																															
R08.10.21	32	【仕様書1-4, 1-7 設備の定期点検について】 大洲発電所と木屋発電所の点検が例年11月上旬～12月下旬で行われますが、1-4の予定売却電力量では当該時期でも一定程度電力量が発生することから月間通しての停止とはならないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。																																																																																															
R08.10.21	33	【仕様書1-4, 1-7 設備の定期点検について】 大洲発電所のピーク運転の扱いをはじめとして、何らか点検前後特有の運転制約等ございましたらご教示ください。	点検前後特有の運転制約等はありません。																																																																																															
R08.10.21	34	【仕様書2-4容量市場の取扱い】 (1)に記載の通り、受給料金との精算を行わない旨が記載されていますが、(2)で契約内容を共有いただける記載があり、どのような意図で開示いただけるのでしょうか。	当局における容量市場の規模を把握するため、参考として御提供します。																																																																																															

入札に関する質問、回答

件名：大淵発電所ほか2発電所の電力売却

掲載日	No.	質問	回答
R08.10.21	35	【仕様書2-4容量市場の取扱い】 買受人の責により計画停止・計画外停止が発生した場合は、具体的にどのような事象を想定していますでしょうか。発電設備の故障、濁水、河川管理上の制約、企業局による発電見込みの変更は、買受人の負担対象外と理解してよろしいでしょうか。	買受人の都合により計画停止・計画外停止が発生した場合を想定しております。企業局側の都合によるものは買受人の負担対象外です。
R08.10.21	36	【予定売却電力量について】 予定売却電力量のコマ毎（30分値）または月別予定売却量をExcel形式でいただけますでしょうか。	契約書及び仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて、協議により定めます。
R08.10.21	37	くじ番号は具体的にどのように扱われる予定でしょうか。また、他社と同じ番号となった場合にはどのようになるのでしょうか。	入札説明書項目17「落札者の決定の方法」に記載しておりますとおり「なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札書に記載されたくじ番号を用いたくじを実施し落札者を定める。」としております。また、他社と同じ番号となった場合ですが、同じ番号であったとしても落札者を決定できる計算方法を用いますので問題ありません。
R08.10.21	38	契約金額および発電側課金以外に買受人負担となる可能性の電源線費用等はございませんでしょうか。	ありません。
R08.10.21	39	本件は対象発電所の発電電力を全量購入する契約となっておりますが、例えば弊社が全量購入した後に、全部もしくは一部を他小売電気事業者へ卸販売すること自体は妨げられないという認識で齟齬無いでしょうか。	ご認識の通りです。